慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦前日本青年団史研究
Sub Title	A study of the history of "Seinen-Dan" before the World War II, Japan
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi) 船田, 元(Funada, Hajime)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1979
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.19 (1979.) ,p.35- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000019-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦前日本の青年団史研究

A Study of the History of "Seinen-Dan" before the World War II, Japan

田中克佳
Katsuyoshi Tanaka
船田元
Hajime Funada

"Seinen-Dan" was a kind of young men's association which existed in every Japanese rural community before the World War II. It is said that it has its origin in "Wakamono-Gumi"—also a kind of young men's association which came out spontaneously in many rural communities in Tokugawa, Japan.

"Seinen-Dan" was brought up by the Government as the most popular organization of social education after the Russo-Japanese War. And it was expected to reinforce the rule of the Tennō system in the rural community.

This paper will analyze the changing process from "Wakamono-Gumi" to "Seinen-Dan" and the way how the Government brought it up, in order to clarify the function and the character of it.

はじめに

日本青年館の理事や大日本連合青年団の理事長を勤め，戦前日本の青年団育成に多大な功績をあげたとされる田沢義鋪は，「青年期の止むに止まれぬ社交慾，娯楽慾」[1] を根底とし，青年たちの自由で活発な活動に支えられた青年期の団体として，青年団を規定している。筆者は戦前の天皇制教育体制の一環として青年団を捉え，それに官僚統制的な暗いイメージをかぶせて受け止めているが，そこには認識の上で大きな隔たりがあるように思われる。本稿において筆者は，戦前の「地域青年団」[2] の機能や性格などの歴史的理解を試みるが，同時にこれは，今後の青年団史研究に部分的ながら鳥瞰図を与えようとするものである。

本稿はまず，青年団の「原初的形態」[3] とされる江戸時代の「若者組」[4] の機能や性格を分析し，明治時代においてそれが「非難の対象」[5] となり，あるいは消滅した原因を探るとともに，青年団を育成する政府の意図やその過程を把握していく。さらに若者組と青年団とを比較して，若者組の如何なる側面が青年団に継承されたかを明らかにしようとするものである。

第一節　江戸時代の若者組

江戸時代の村落の状況　幕藩体制下の村落には，上からの政治的支配に対応する側面と，村落民の共同の生活を維持する側面とがある。前者は，大名—奉行・代官—村方三役（名主・組頭・百姓代）という支配系列の下で苛酷な貢租を要求され，また五人組制度によって連帯責任を負わされていた村落民という側面である。ここにおける村方三役や五人組制度は，勿論為政者の要求によって組織されたものである。

一方後者は，入会林野や入会漁場などの，いわゆる村落民の共有地を経済的基盤とした生活共同体としての側面である。共同体においては固序的年齢集団が形成されるのがふつうであるが[6]，その中心的存在であったのが若者組である。このような共同体や年齢集団は，六公四民という苛酷な貢租を支払うために，村落民が自ら作り出した組織であり，為政者の要求によるものではなかったが，かといって上からの支配の系列から独立して自由な行動ができるという性質のものでもなかった。

若者組の機能と性格　若者組の存在形態は村落によって異なっていたが，瀬川清子は次のような3つの類型を

あげている[7]。

a)青壮年型　b)青年型　c)若者仲間

まず a) は成年式を終えた15歳前後の青年から，30歳前後，中には42歳頃までの既婚者を組み入れ，「若者条目」などの厳しい規律によって営まれる定型的な若者組である。次に b)は，15 歳前後から結婚するまでの青年のみを構成員とする定型的な若者組だが，a)ほどには厳しい規律はもたない。そして c) は，b) と同様の年齢層で構成されるが，組織力が弱いために，「若者組」とは呼べないほどの不定型な青年集団である。以上の3類型は，それらの母集団である村落共同体が，共有地を所有しているか否かに密接な関連がある。即ち共有地を所有し，それへの経済的依存度が高い村落（主に漁・山村）では a)や b)が多く，それへの依存度が低いか共有地を持たない村落（主に農村）では c) が多く見られる。このことから推察されるように，a) や b) のような若者組は，まず共有地の経営と深い関わりをもっているといえよう。

共有地の経営（耕作や採取，漁労など）は，過少な資本による生産力の低さを豊富な労働力の投入によって補うという，労働集約的な生産様式であり，そこにおける若者組の機能のひとつは，村落の若い労働力を結集させ，それを網羅的に投入することである[8]。また彼らは共有地の生産力を維持するために乱獲を取り締まったり，生産物の公正な分配を実現するために，入会権の遵守を村落民に徹底させたのである。共有地を管理するこのような機能は，自ずから村落内の消防や警防の機能をも派生する。

以上のように a)や b)のような若者組は，村落共同体の「実業団」であり，同時に「村落自治の下請機構」[9]とも呼ぶべき存在であったが，そのような機能を青年たちが滞りなく果たすために，それらはまた村落内の青年層を教育する機関でもあった。若者組は年齢[10]や加入の順によって秩序づけられ，上位者が下位者に対して強い権限を行使するという年齢階梯的な構造を成す。村落の壮年層や長老層はこれを通じて，青年たちに共同体の価値体系やそれへの忠誠心を吹き込んだのである[11]。

ところで a)と b)との相違は，既婚の壮年層を含むか否かにあるわけだが，a)の場合は村落内の青年層が薄いために，いきおい壮年層を含まざるを得なかったのである。その結果上下の関係が明確となって，統制的な性格が強まったと考えられる。一方 b) は比較的青年層の厚い地域に見られ，後述する c) の場合のように，婚姻統制的な，あるいは社交娯楽的な機能をも若干含んでいたようである。

一方，共有地に対する依存度が低く，個々の家の経済生活が独立している裕福な農村において，a) や b) のような定型的な若者組が発生しなかったのは，とりたてて青年の労働力を結集して共有地に投入する必要もなく，また村落共同体への忠誠心を吹き込む必要も特に生じなかったためである。このような村落には，「寝宿」仲間の親しみによって成り立つ不定型な c)が多く見られる。この「寝宿」[12]とは，主に夜間に婚姻前の若い男女が集まって，談笑したり夜なべ仕事をする宿泊施設であり，社交娯楽の場として，また婚姻統制の場としての機能を果たしていた。従って c) は村落共同体における村落民の生活を維持するためというよりも，その構成員である青年自身のためという色彩が強い[13]。

このような若者組と若者仲間との相違は，村の祭礼や年中行事の中で果たす彼らの役割にも反映している。即ち若者組のそれは氏神を中心とする村落内の精神的な統一を促進させるものであるのに対し，若者仲間のそれはむしろ娯楽的なものであった。

第二節　明治時代の若者組

明治維新後，それまで村落共同体の中で統制を保ってきた若者組は，次第に「非難の対象」となり，中には消滅するものさえ出てきたが，本節では若者組をそのような状況に至らしめた原因を探ってみる。

「市制・町村制」の施行　明治政府による地方自治制度整備の過程は，旧村落（村落共同体）維持の方向と，旧村落の合併による新行政町村設置の方向との間で大きく揺れ動いていたが[14]，明治 22 年4月の「市制・町村制」施行によって，旧村落は行政的単位としての資格を喪失するに至った。同制度は地租改正以来勢力を伸ばしつつあった地主層を町村会に参加させ，地方自治における「地主体制」を創設するとともに，「区域狭ク人口少ク資力モナクテ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得ズト認ムル町村」[15]を合併して，小学校の建設や道路の整備など，中央からの仕事を完遂するのに十分な資力を有する町村の建設を目的としていた。しかし旧村落の大部分は，行政的資格を失いつつも依然として共有地を保有し，存続していたために，同制度は旧村落単位に「行政区」あるいは「財産区」を設け，行政町村による統治遂行の補完物として，村行政の下部機構に組み入れるという変更を強いられたのである。以上のように，「市制・町村制」の施行では，旧村落の崩壊は最少限に留まったばかりでなく，若者組の存在基盤である共有地も維持されたので

ある。

「部落有林野」統一策 旧村落の所有する共有地のひとつである入会林野に対する明治政府の方策は，次のようであった。まず明治5年の林野払下政策，翌年の地租改正等による林野の商品化に伴い，旧村落の中には林野を手放すものもあったが，大部分は「村受公有地」[16]として残された。また前述した「市制・町村制」においても，入会林野はそのまま「部落有林野」[17]として，「財産区」の区会で管理処分されることとなった。この「部落有林野」が行政町村単位で完全に統一されるのは，明治43年公布の「公有林野整理開発ニ関スル件」（農商務・内務両次官依命通牒）によってである。この時点で旧村落は行政的にも財産的にも資格を失い，若者組の共有地管理の機能も完全に奪われた。

「漁業法」の施行 旧村落にあった入会漁場は各藩の領有であったが，その管理は各村落に任されていた。ところが維新時の藩の領有権廃止により，沿岸の乱獲や紛争が頻発したために，明治政府は「海面官有」（明治8年，太政官布告）を宣言，さらに明治18年の「漁業組合準則」，同34年の「漁業法」において，漁業組合を村落内に強制的に組織させ，地先専用漁業権の享有主体とした。これらの法令では，村落の所有する地先漁場は残されたものの，それを管理する主体は若者組から漁業組合の手に移ってしまったのである。

公設消防組の設置 明治維新による五人組の解体とともに，村落内の消防における若者組の任務は逆に増大し，若者組を中核とした「火防組」など，いわゆる私設消防組が誕生した。しかしこれら消防組の政治活動化や，その能率の悪さなどから，明治27年の「消防組規則」（勅令），「消防組規則施行細則」（内務省令・府県令）により，政府は行政町村を単位とする公設消防組を設置した。また若者組の担当であった村落内の警防についても，「市制・町村制」と並行して発せられた「警察官吏配置及勤務概則」（明治21年，内務省訓令）によって，「駐在所」や「派出所」にその任務が移されたのである。

「神社整理令」の施行 若者組や若者仲間がその中心的役割を担っていた村落の祭祀も，明治末期の神社政策によって変化を余儀なくされた。日露戦争後，政府は「国家神道，神社神道を復活」[18]させる目的で「神社整理令」[19]（明治39年）を発し，旧村落におかれていた末梢的な神社を行政町村単位で統合するとともに，指導可能な神職をそれら全てに配置することを目指した。この法令は前述の「部落有林野」統一策と同様に，旧村落の存在基盤を奪うとともに，若者組の堕落や消滅を促す重大な要因であった。

以上のように，若者組はその母体である村落共同体自身の崩壊や，共同体の中での実践的な機能の剝奪により，「非難の対象」と化し，あるいは消滅したわけである。一方，共同体との結びつきが弱かった若者仲間の場合も，「寝宿」を中心とした旧来の活動が，維新後の性意識の変化によって野蛮な風習というレッテルを貼られ，「非難の対象」となることを免れなかった。

第三節 地域青年団の育成

青年団育成の意図 若者組が「非難の対象」と化したのち，明治30年代後半頃から行政町村を単位とする地域青年団が編成されていくが，それは政府の青年団育成策に依拠するところが大きい。その政策は日露戦争後の天皇制支配体制を再編強化する地方政策のひとつとして理解される。明治22年の「市制・町村制」は地方農村における「地主体制」の創設を目的のひとつとしていたが，前述のように行政町村の中にはなおも排他的な旧村落の秩序が残存していた。さらに日清，日露戦争を契機とした都市における資本制の発達は，地主の寄生化を生じ，村民と地主との人格的な結合は失われ，従来の「地主体制」による農村支配は益々困難になっていた[20]。このような農村の状況を天皇制支配体制の危機と受けとめた政府は，日露戦争直後に「体制的中間層」[21]（在地の地主や地方名望家），あるいは「半官半民的団体」[22]（報徳会，帝国在郷軍人会，地域青年団など）の組織育成を通じて「地主体制」を再編し，天皇制支配の末端組織として十分に機能し得るような農村の建設を目指したのである。

ここで「半官半民的団体」は地方名望家らの指導監督を直接受け，また一般農民との日常的な接触によって，名望家ひいては天皇に対する農民の内発的な支持を導き出すという役割を担わされていた。またこのような末端の支配機構を効果的に機能させる原理として，天皇を父とし国民を赤子とする「家族国家観」が利用された。即ち農村にあっては，地主なり地方名望家が家父長的存在（天皇の代行者）となって，農民を家族的な結びつきの下に支配し，名望家や「半官半民的団体」，そして一般農民の間の政治的な対立を解消せしめようとしたものである。このようにして，地域青年団は「地主体制」さらには天皇制支配体制を補強する道具のひとつとして，組織され育成されていった。

青年団育成の過程 政府の青年団育成の意図はほぼ以上のようであったが，政府内部の内務省や文部省，軍部

(主に陸軍) の間にはかなりの意見の相違があったことは否めない。以下では，青年団育成における三者の意図の相違と，その調整の過程を追ってみよう。

①内務省——日露戦争後，「地主体制」を再編して体制的危機を乗り切ろうとするいわゆる「戦後経営」[23] において，中心的役割を果たす内務省は，「地方改良運動」の名の下に報徳会と地域青年団の育成に力を入れた。まず報徳会は，明治中期に農民の同志的集団として発生していた報徳社が，明治 38 年に内務省系統の官僚をリーダーとする「半官半民的団体」に再編成されたものであり，二宮尊徳に対する宗教的憧憬を基盤とし，報徳思想を標榜する団体である。この思想の中核をなす「道徳と経済の調和」あるいは「分度推譲」の理論は，「家族国家観」のひとつの系として扱われ，まず資本主義の発達が必然的に惹起するところの労資間の利益対立を緩和する階級調和論として，さらに農村では地主と小作の関係を改善し，「地主体制」を擁護する理論として利用されたのである。

一方青年団に対する内務省の働きかけは，明治 39 年の地方長官会議に始まる。内務省は同会議において，小冊子『地方自治と青年団体』[24] を各郡長に配布し，青年団を農村における「公益事業団体」[25] として育成することを示唆したが，それは若者組の実業団体的な機能の再現でもあった。しかし後には，青年団が公益事業を通じて政治活動に関与する恐れがある，または「村の行政と混同し相な様々の事業に手を出さうとして居る」[26] といった批判を受けるに至って，内務省は初期の方針を変更せざるを得なくなった。即ち未来の望ましい市町村民—「地主体制」を内発的に支持していく公民—を輩出すべき「修養団体」として，青年団を育成していく様になるのである[27]。

ところでこの報徳会と地域青年団とは，「地主体制」の再編という同じ意図のもとで，内務省が育成していく「半官半民的団体」であったため，大正期にはいると両者の接近が見られることになる。まず大正 5 年，中央報徳会（報徳会を大正元年に改称）に青年部が設けられ，機関誌『帝国青年』が発行されるが，これが全国の青年団員の間で読まれ，青年団の中央指導機関誌とも言うべきものとなっていった。これを見た内務省は同年 11 月，同青年部を青年団中央部と改称し，地域青年団の連絡組織たらしめようとした。これは後に，同様な機能をもつ日本青年館に吸収されることになる。

②文部省——文部省が地域青年団に注目し始めたのは，内務省とほぼ同じ明治 38 年であった。同年 8 月の第三回全国連合教育会（帝国教育会主催）では，「補習教育ノ発達ヲ図ルニ就テ最モ簡易ニシテ有効ナル方法」として「青年団ノ指導善用」を挙げ，補習教育振興の立場から青年団を育成する方針を打ち出した。当時の補習教育機関としては，明治28年に設置された実業補習学校[28] があるが，その多くは小学校に併置されたために，学校教育的色彩が強かった。一方青年団は学校教育以外のいわゆる通俗教育の一機関として扱われていたが，青年団員が同時に実業補習学校に通うというケースが多かったため，青年団の育成が補習教育振興の立場から唱えられたわけである。

しかし文部省は次第にこの立場を離れ，むしろ青年団を「公益事業団体」と規定する内務省の立場への歩み寄りを見せる[29]。この文部省の方針変更を理解するには，当時の小学校と「地方改良運動」との関わりを考えなければならない。小学校は勿論国民の唯一の義務教育機関として文部省の管轄下にあったが，同時にそれは地域支配の拠点でもあった。集権的官僚機構の支配は，当時はせいぜい郡単位までであり，それ以下の町村の支配は小学校によって補われていた。このような背景において，小学校長は「体制的中間層」として「地方改良運動」の中心的役割を果たしていたのである。また小学校長は多く町村青年団のリーダーでもあり，青年団員は小学校同窓生という仲間意識によって団結しえたのである。このようにして，小学校長によって指導される青年団を，「地方改良運動」の担い手として見直した文部省の態度が理解できる。

③軍部——軍部において青年団に最も関心を寄せていたのは，参謀次長田中義一（のちの陸軍大臣）である。明治 43 年に沖縄で発生した本部（もとぶ）事件——青年の徴兵忌避に端を発する騒乱事件—を契機として，陸軍内部では青年団を利用して徴兵前の青年層を軍事的に組織しようとする意見が起こったが，田中はこれを背景として，青年団と帝国在郷軍人会（明治 43 年創立）との関係強化を主張した[30]。当時の青年団の年齢上限は25歳であり，また在郷軍人会は徴兵検査（20 歳）後に入会する規定であった。従って当時の 20～25 歳の青年層はこの両者に所属したわけである。そこで田中は，この重複を利用して軍人会が青年団に影響を及ぼし，あるいは青年団から軍人会へと構成員をスムーズに引き継がせる考えをもっていた。しかしこれに対して，当時の文部大臣小松原英太郎は，軍人会をも「地方改良運動」の担い手とする立場から，「在郷軍人会の良民団体化による青年団への吸収解体」[31] を述べ，田中に真向から対立し

たのである。

こうして青年団と在郷軍人会を結びつけようとした田中の試みは失敗するが，彼はさらに『社会的国民教育』(大正4年)の中で，青年団育成論を述べている。それによると，青年の人格・体力・常識の養成や兵役前の精神訓練を，主に青年団を通じて行なうべきだとし，また内務省の青年団に対する方針を批判し，産業振興や地方自治はむしろ丁年(20歳)以上の者に任せるべきだという。ここで注意すべきことは，青年団を通じて徴兵前の青年に軍事的な技術を教えたり，その体力を養成しようとしたのではなく，「皇室を尊重し，国体を弁へ，忠孝の大義を全うする」精神を吹き込もうとしたことである。つまり田中の場合も，内務省や文部省と同様に，青年団を「修養団体」として育成する方向に意見を変えたと見られる点である。

共同訓令にみる意見の調整　前項で述べたように，内務省や文部省，軍部が各々の立場から主張していた青年団育成の意図も，大正初期には「修養団体」として育成するという方向に収束しつつあった。ところが本項で取り上げる三回の共同訓令において，それらは再び対立してしまったのである。

まず大正4年の内務・文部両大臣による第一次共同訓令(「青年団ノ指導発達ニ関スル件」)では，「青年団体ハ青年修養ノ機関タリ」とし，同次官通牒では，青年団員の年齢上限を20歳とすること，またその指導者を小学校長や市町村長とすることなどが規定された。しかしこの青年団員の年齢上限については，内務省と軍部との間に対立があり，青年団に対する考え方の相違がみられる。まず内務省は公民的諸権利を取得する 25 歳を上限とすることを主張していたが，これは青年団をなおも「公益事業団体」として性格づけようと意図していたからであった。これに対して軍部は，徴兵検査の行なわれる 20 歳を年齢上限とすることにより，青年団を小学校（義務教育）と在郷軍人会（軍隊教育）の仲立ちの機関として機能させようとしていた。そしてこの訓令では軍部の圧力が強かったために，その意見が取り入れられたのである。

次に大正7年の第二次共同訓令では，青年団の指導方法が詳細かつ具体的に示され，大枠では第一次訓令に歩調を合わせながら，内容面の充実をはかった。大正9年の第三次共同訓令(「青年団体ノ内容整理並実質改善方」)は，青年団の内部リーダーを認め，自主自立の精神を尊重したために，「自治訓令」[32]とも呼ばれる。しかしこのような官僚統制を緩和する傾向は，折からの大正デモクラシーの反映というよりも，むしろ第一次訓令による青年団活動の沈滞化に対して，青年のエネルギーを部分的に解放し，それを体制内に吸収するためのポーズであったと考えられる[33]。また第三次訓令では青年団員の年齢上限を 25 歳に延長しているが，これは第一次訓令で定めた 20 歳上限では青年団がうまく機能しないという実状に鑑みた結果であるとともに，軍部の意図を排除し，青年団を「公益事業団体」とする内務省の意図が前面に押し出された結果であると思われる。

第四節　若者組と青年団

若者組から青年団への変容過程　本稿第二節において示した，若者組の堕落あるいは消滅のいくつかの原因は，同時に作用したものではなく，明治初期の地租改正から同 43 年の「部落有林野」統一策に至るまでの長い間に，徐々に作用したものであるから，若者組の堕落や消滅の時期は，地域的にかなりの差があることは明らかである。一方地域青年団の殆どは，明治 30 年代後半の政府の指導によって，行政町村単位に結成されたために，若者組消滅ののちに青年団が結成された地域もあれば，青年団が結成されたのちも暫くは若者組が残っていた地域もあったわけである。佐藤守（註 3)）は，前者を「断絶型」[34]，後者を「並列型」とし，また別に「包摂型」というケースを挙げているが，ここでは彼の議論に従って，「並列型」と「包摂型」についての説明を加えてみよう。

まず「並列型」というのは，若者組が堕落したのち，村落民の努力によってある程度は更生して，旧村落の枠の中に生き残ると同時に，小学校という窓口を通じて，行政町村を単位とした青年団が結成され，両者は並列される。その場合，若者組は「村落の伝統的な諸行事を担当」し，一方青年団は「全体社会の要請に答え」ていくというように，両者はその役割を分担して対立関係は生じない。そしてこれと次に述べる「包摂型」との相違点は，並列された両者の構成員が異なっている点，さらに若者組の残存が「村落体制の崩壊を村自らの手で阻止した」ことを意味するという点である。

一方「包摂型」というのは，若者組が堕落したのち，旧村落の枠の中で青年団がその若者組を抱え込むという形のものである。この場合の青年団は，行政町村を単位とした青年団の支部[35]として位置づけられる。また若者組と青年団の構成員は重複しており，ある時は若者組の一員として，またある時は青年団員として活動したのである。この場合の若者組の残存は「村落体制の崩壊を村

自らの手で阻止した」ことを意味するのではなく，若者組に青年団の役割をかぶせることによって，「伝統的な村落体制の崩壊の危機を，国家権力がてこ入れをして切り抜け」たことを意味する。

青年団が受けついだもの　これまで見てきたように，若者組と青年団とはかなり異質な青年集団であるが，しかし若者組の伝統を無にして青年団が出発しえたわけではない。第一節で述べたように，若者組は村落共同体の「実業団」であると同時に，常に上位者が下位者に対して絶対的な権限をもつ年齢階梯的な秩序によって，青年たちに村落共同体の価値体系を植えつける教育機関でもあった。これに対して青年団は，「地主体制」を擁護し，天皇制を支持すべく作り出されたものであるが，この青年団が乱れることなくその役割を果たし得た理由のひとつは，若者組の年齢階梯的な秩序が青年団に「移植」されたことである。ただその際為政者側からすれば，若者組の性格が共同体の中で完結してしまう閉鎖的なものであったが故に，思いきった「手術」を施さなければならなかったのである。その「手術」とは，まず形の上では若者組の母体である村落共同体を解体して，行政町村を枠組とした青年団を結成すること，そして精神的には「家族国家観」によって，閉鎖的な共同体への忠誠心を，行政町村のレベルへ，さらには国家のレベルへと拡大させることであったのである。

本稿では，このうち行政町村のレベルで活動する地域青年団の育成過程までを述べた。なお「はじめに」で触れた日本青年館や大日本連合青年団，その設立を機に国家的なレベルで活動を開始する連合青年団，あるいはそれらを舞台として活躍する田沢義鋪についての吟味は，戦前の青年団史研究上欠かすことのできないテーマであると思うが，それらについては稿を改めたい。

註

1) 田沢義鋪『青年団の使命』，昭 5.（『田沢義鋪選集』，昭42，所収，P.287）　註 13)参照。
2) 本稿では，日本青年館（大正 10 年）や大日本連合青年団（同 13 年）が設立される以前の青年団を総称して「地域青年団」，それ以後の青年団を「連合青年団」と名づける。
3) 佐藤守『近代日本青年集団史研究』，昭 45，P.3.
4) 江戸時代の村落共同体における青年集団の名称は，一般的な「若者組」「若連中」の他に，「若勢（わかぜ）組」「契約組」（以上東北農村）「二歳（にぜ）組」（西南地方）「若衆組」（伊豆漁村）など種々のものがある。本稿ではこれらを総称して「若者組」と呼ぶことにする。
5) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』，昭 41．なお若者組を非難する代表的な人物のひとりであった西村茂樹は，その著『日本道徳論』（明 20）において次のように述べている。「町村には若者といふありて，少年無頼の徒，党を結んで一団結となり，或は飲酒賭博し，或は女色を挑み…中略…長老の言を用ひず，町村の約束に従はず，以て其土地の患を為す者あり」（『西村茂樹全集』，第一巻，所収，P.61）
6) 村落共同体の中に形成される年齢集団は，一般的に子供組―若者組―中老―年寄組という形をとるが，若者組だけが存在するケースも少なくない。
7) 瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』，昭 47，PP. 136～139.
8) 村落の共有地経営には，各戸主を駆り出す義務人足（村人足）制度もあったが，その上に若者組を立ておいた理由のひとつは，義務人足では耐えられない重労働を青年たちに託さなければならなかったことである。
9) 佐藤守，前掲書，P.9.
10) 封建制下の村落共同体においては，貧富の差よりもむしろ労働力の優劣を示す年齢や経験によって，上下の序列を決定することが多かった。
11) 村落共同体の価値体系をより直接的に吹き込む手段は，長上への礼儀や忠誠，若者の風俗取締りを謳った「若者条目」の遵守と，その違反者に対する厳しい制裁である。
12) 自家の外に宿をもって青年たちが集まるという慣習は，a) や b) のような若者組にも見られるが，その多くは村落内の火災や盗難，水難に備えて青年たちが待機する「若者宿」と呼ばれるものである。
13) 田沢義鋪が青年団の社交娯楽的な機能を強調して，自主的な青年団活動を唱えた背景には，このような若者仲間の自由な雰囲気を吹き込みたいという，彼の意図があったようである。
14) 明治 4 年から同 13 年までの村落行政に関する法令を整理してみると，次のようになる。
    A．旧村落を廃止する法令
        明 4「戸籍法」，明 5「大区・小区制」
    B．旧村落を維持する法令
        明 9「共有物取扱土木起功規則」，明 11「三新法」，明 13「区町村会法」
15) 明治 21 年 6 月の内務大臣訓令より抜粋。
16) 明治 6 年「地所名称区別」による土地所有者の確定作業において，旧村落の共有地は「村受公有地」となり，従来の所有権が認められた。
17) 「部落有林野」の使用収益は行政町村の議会の手に移り，法的には公有（行政町村の所有）となった。
18) 米地実『村落祭祀と国家統制』，昭 52，P.335.
19) 「神社整理令」は具体的に次の二法令をさす。「社寺合併並合併跡地譲与ニ関スル件」「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」
20) 明治 30 年代の農村人口の都市への流出や，都市文化の農村への浸透なども，「地主体制」による農村支配を困難にしていた。

21) 藤田省三『天皇制国家の支配原理』，昭 41，P.31.
22) 石田雄『明治政治思想史研究』，昭 44，P.181.
23) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』，昭43，P.26.
24)『地方自治と青年団体』において内務大臣原 敬は，次のような冒頭文を付した。「青年団体ガ地方自治ニ貢献スルハ独リ第二ノ国民ヲ教養スルニ止マラズ，風紀ノ粛正，勤倹貯蓄心ノ養成，副業ノ奨励，商工等ノ発達等ノ為メ亦与ッテ力アルヲ見ル也」
25) 青年団の「公益事業団体」としての性格は，例えば明治 42 年第一回地方改良事業講習会（内務省地方局主催）に出陳された各種経営事蹟例の中に，青年団の関与したものが数多く見られる点，また同年発行の『地方改良実例』には，青年団が実際に行なった公益事業の例（試作地経営，植林，共同貯蓄，道路補修，納税促進等）が列挙されている点からも裏付けることができる。
26) 長谷川如是閑「新若連中」（明治44年6月6日付大阪朝日新聞）
27) このような内務省の方針変更は，「地方青年団体ニ関スル件」（同省地方局長通牒，大正2年）に見られる。
28) 実業補習学校は，尋常小学校卒業の青年に対しては前期2年，後期2～3年，高等小学校卒業の青年には後期のみの課程の中で，低度の実業教育を施すものである。
29) 青年団育成の意図における文部省の内務省への歩み寄りは，大正元年の第一回青年団調査委員会（文部省）を契機としている。
30) 青年団と在郷軍人会の関係を強化するという田中義一の意見は，陸軍本郷連隊区での彼の講演（明治44年）の中で述べられた。
31) 小松原英太郎「在郷軍人会と町村青年会との関係に就て」（『戦友』大正2年8月号PP.6～14）
32) 宮坂広作，前掲書，P.186.
33) その証拠として，大正中期～昭和初期に発生した青年団の自主化運動（長野県伊那郡や秋田県土崎町など）が，たちまち弾圧されてしまったことがあげられる。
34) 宮坂広作は，若者組と地域青年団との「積極的な断絶」（『近代日本社会教育政策史』，P.28）を強調しているが，それのみでは複雑な変容過程を説明することはできない。
35) 宮原誠一は，行政町村単位の青年団の支部を「部落青年団」（『宮原誠一教育論集』，第2巻，昭52，P.73）と名づけ，明治 20 年代の山本滝之助の「青年会運動」によって若者組が再生したものとしているが，山本が対象とした「田舎青年」は，若者組を構成する一般の青年ではなく，能力に恵まれた篤志青年であるために，「部落青年団」は若者組を受け継ぐものではないと考えられる。